

令和 8 年 8 月 5 日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 6 9 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

令和8年8月5日
九州経済産業局

特定商取引法違反の訪問購入業者3社に対する業務停止命令(9か月)
及び指示並びに当該事業者の代表取締役2名に対する業務禁止命令(9
か月)について

- 九州経済産業局は、富福の名称で、宝石、貴金属、時計等の中古品を購入する訪問購入業者である株式会社R-group(本店所在地:福岡市博多区)(以下「R-group」といいます。)(注)、株式会社キャピタルリンク(本店所在地:福岡市博多区)(以下「キャピタルリンク」といいます。)(注)及び株式会社Two-call(本店所在地:福岡市博多区)(以下「Two-call」といいます。)(注)に対し、令和8年8月4日、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。)第58条の13第1項の規定に基づき、令和8年8月5日から令和9年5月4日までの9か月間、訪問購入に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。
(注) 類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。
- あわせて、九州経済産業局は、R-group、キャピタルリンク及びTwo-callに対し、特定商取引法第58条の12第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、九州経済産業局は、R-group及びTwo-callの代表取締役である細川竜志(ほそかわ りゅうじ)並びにキャピタルリンクの代表取締役である村恵貴一(むらえ きいち)に対し、特定商取引法第58条の13の2第1項の規定に基づき、令和8年8月5日から令和9年5月4日までの9か月間、R-group、キャピタルリンク及びTwo-callに対して前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。
- 本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者等

(1)株式会社R-group

ア 名 称: 株式会社R-group
(法人番号:5290001096707)
イ 本店所在地: 福岡市博多区豊一丁目9番18-1号室
ウ 代 表 者: 代表取締役 細川 竜志
エ 設 立: 令和4年3月3日
オ 資 本 金: 300万円
カ 取 引 類 型: 訪問購入
キ 取 扱 商 品: 宝石、貴金属、時計等

(注) 類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

(2)株式会社キャピタルリンク

ア 名 称: 株式会社キャピタルリンク
(法人番号:6290001083654)
イ 本店所在地: 福岡市博多区豊一丁目9番18-2号室
ウ 代 表 者: 代表取締役 村惠 貴一
エ 設 立: 平成30年12月11日
オ 資 本 金: 50万円
カ 取 引 類 型: 訪問購入
キ 取 扱 商 品: 宝石、貴金属、時計等

(注) 類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

(3)株式会社Two-call

ア 名 称: 株式会社Two-call
(法人番号:4290001096708)
イ 本店所在地: 福岡市博多区豊一丁目9番18-1号室
ウ 代 表 者: 代表取締役 細川 竜志
エ 設 立: 令和4年3月3日
オ 資 本 金: 100万円
カ 取 引 類 型: 訪問購入
キ 取 扱 商 品: 宝石、貴金属、時計等

(注) 類似する名称の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為(特定商取引法第58条の5)
- (2) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第1項)
- (3) 勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘(特定商取引法第58条の6第2項)
- (4) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘(特定商取引法第58条の6第3項)
- (5) 書面の交付義務に違反する行為(記載不備)(特定商取引法第58条の8第2項)
- (6) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為(特定商取引法第58条の9)

3 九州経済産業局がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1: R-group、キャピタルリンク及びTwo-callに対する行政処分の概要

別紙2: 細川竜志に対する行政処分の概要

別紙3: 村恵貴一に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号）188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターの検索はこちらから。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(別紙 1)

株式会社R-group、株式会社キャピタルリンク
及び株式会社Two-callに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社R-group（以下「R-group」という。）、株式会社キャピタルリンク（以下「キャピタルリンク」という。）及び株式会社Two-call（以下「Two-call」と、これら3社を併せて「本件3社」と総称する。）は、連携共同して、消費者宅を訪問し、消費者に対し、不要品の売買契約の締結について勧誘し、さらに、後刻又は後日に消費者宅において引き続き当該売買契約の締結について勧誘することの承諾を取り付けた上で（以下本件3社が消費者に当該承諾を取り付けた不要品を「本件物品①」、本件物品①の売買契約を「本件売買契約①」という。）、後刻又は後日に消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びに貴金属及びこれらに類する物品（本件物品①に該当するものを除く。以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の締結について勧誘を行い、当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①及び本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、本件3社が連携共同して行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

(1) 業務停止命令

本件3社は、令和8年8月5日から令和9年5月4日までの間、訪問購入に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア 本件3社が行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。

イ 本件3社が行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

ウ 本件3社が行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

(2) 指示

本件3社は、連携共同して、特定商取引法第58条の5に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（購入業者の名称の不明示）、特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、同条第3項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、特定商取引法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び特定商取引法第58条の9に規定する物品の引渡し拒絶に関する告知義務に違反

する行為をしていた。

かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、本件３社は、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これを貴社の役員及び従業員に、前記（１）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

３ 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第５８条の１２第１項及び第５８条の１３第１項

４ 処分の原因となる事実

本件３社は、以下のとおり、連携共同して、特定商取引法に違反する行為をしており、九州経済産業局は、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１）氏名等の明示義務に違反する行為（購入業者の名称の不明示）（特定商取引法第５８条の５）

本件３社は、少なくとも令和６年８月から令和７年４月までの間、連携共同して、訪問購入をしようとするとき、本件売買契約①の締結についての勧誘に先立って、その相手方に対し、特定商取引法第５８条の４に規定する物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）の名称を明らかにしていなかった。

（２）勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（特定商取引法第５８条の６第１項）

本件３社は、少なくとも令和６年８月から令和７年４月までの間、連携共同して、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘する承諾のみを取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②についての勧誘の要請をしていない者に対し、本件売買契約②の締結について勧誘していた。

（３）勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘（特定商取引法第５８条の６第２項）

本件３社は、少なくとも令和６年８月から令和７年４月までの間、連携共同して、訪問購入をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「富福の●●と言います。この付近のご自宅を回っています。なにかいないものがあれば持って行きますが、何かないですか。」などと告げるのみで、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしていた。

（４）契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第５８条の６第３項）

本件3社は、少なくとも令和6年8月から令和7年4月までの間、連携共同して、「貴金属は持っていません。」などと、訪問購入に係る本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、「ちょっと探してみてもらえませんか。」「指輪もないんですか。」などと告げて、引き続き本件売買契約②の締結について勧誘をしていた。

(5) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第58条の8第2項）

本件3社は、少なくとも令和6年8月から令和7年4月までの間、連携共同して、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約（本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方をいう。以下同じ。）を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務付けられている契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）を経過するまでは、訪問購入に係る売買契約の相手方は、電磁的記録により訪問購入に係る売買契約の解除を行うことができ、かつ、訪問購入に係る売買契約の解除は、当該相手方が、当該解除に係る電磁的記録による通知を発した時に、その効力を生ずることを記載していなかった。

(6) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為（特定商取引法第58条の9）

本件3社は、少なくとも令和6年8月から令和7年4月までの間、連携共同して、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時、当該相手方に対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

5 事例

【事例1】氏名等の明示義務に違反する行為（購入業者の名称の不明示）、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和6年8月から同年9月までの間に、キャピタルリンクの従業員であるZは、訪問購入をしようとして消費者宅を訪問した際、消費者Aに対し、「富福のZと言います。この付近のご自宅を回っています。なにかいらないものがあれば持って行きますが、何かないですか。」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘したが、その勧誘に先立って、購入業者である本件3社の名称を告げず、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。この訪問において、Zが「日時を約束して、改めてお伺いしても良いです

か。」と発言したため、消費者Aは、Zに消費者宅への再訪を承諾したが、消費者Aが承諾したのは、本件売買契約①の締結について勧誘を受けるための訪問のみであった。

後日、Two-callの従業員であるYは、消費者宅を訪問した際、消費者A及び同消費者と同居している消費者Bが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Bに対し、「貴金属お持ちじゃないですか。何か持ってませんか。」などと告げ、本件売買契約②の締結について勧誘した。

これに対し、消費者Bが「貴金属は持っていません。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Yは、「ちょっと探してみてもらえませんか。」「指輪もないんですか。」などと告げ、引き続き本件売買契約②の締結について勧誘し、本件3社は、消費者Bと本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Yは、消費者Bから物品の引渡しを受ける時、消費者Bに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例2】氏名等の明示義務に違反する行為(購入業者の名称の不明示)、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和6年10月中旬、キャピタルリンク又はTwo-callの従業員であるXは、訪問購入をしようとして消費者宅を訪問した際、消費者Cに対し、「玄関先にテレビが出てますけど、それ、持って行きましょうか。この近所をたまたま回ってたんですけど。」などと告げ、本件売買契約①の締結について勧誘したが、その勧誘に先立って、購入業者である本件3社の名称を告げず、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この訪問において、Xが「この近くに詳しい者が来ています。後で査定に来ます。」などと発言したため、消費者Cは、Xに消費者宅への再訪を承諾したが、消費者Cが承諾したのは、本件売買契約①の締結について勧誘を受けるための訪問のみであった。

後刻、Two-callの従業員であるWは、消費者宅を訪問した際、消費者Cが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Cに対し、「ところで、貴金属とかアクセサリーとかって持ってないですか。買い取りますよ。」などと告げ、本件売買契約②の締結について勧誘し、本件3社は、消費者Cと本件売買契約②を締結した。

Wは、消費者Cから物品の引渡しを受ける時、消費者Cに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例3】氏名等の明示義務に違反する行為(購入業者の名称の不明示)、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認

することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和7年1月下旬、キャピタルリンクの従業員であるVは、訪問購入をしようとして消費者宅を訪問した際、消費者Dに対し、「何か不要なものはありませんか、Vと言います。」などと告げ、本件売買契約①の締結について勧誘したが、その勧誘に先立って、購入業者である本件3社の名称を告げず、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この訪問において、Vが「明日お伺いしますから。」などと発言したため、消費者Dは、Vに消費者宅への再訪を承諾したが、消費者Dが承諾したのは、本件売買契約①の締結について勧誘を受けるための訪問のみであった。

後日、Two-callの従業員であるUは、消費者宅を訪問した際、消費者Dが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Dに対し、「何か、貴金属類はないですか。」などと告げ、本件売買契約②の締結について勧誘した。

これに対し、消費者Dが「ないです。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Uは、「不要な家電を引き取るので、何かないですかね。」「何かないですか、何でもいい。」などと告げ、引き続き本件売買契約②の締結について勧誘し、本件3社は、消費者Dと本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Vは、消費者Dから物品の引渡しを受ける時、消費者Dに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

【事例4】氏名等の明示義務に違反する行為(購入業者の名称の不明示)、勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為

令和7年4月上旬、キャピタルリンクの従業員であるTは、訪問購入をしようとして消費者宅を訪問した際、消費者Eに対し、「買取りの富福です。この地域を回ってるんですけど。要らない食器とかの不要品ってないですか。」などと告げ、本件売買契約①の締結について勧誘したが、その勧誘に先立って、購入業者である本件3社の名称を告げず、その勧誘を受ける意思があることを確認していなかった。

この訪問において、Tが「持って帰る担当が別にいますので、改めて明日伺って良いですか。」などと発言したため、消費者Eは、Vに消費者宅への再訪を承諾したが、消費者Eが承諾したのは、本件売買契約①の締結について勧誘を受けるための訪問のみであった。

後日、Two-callの従業員であるSは、消費者宅を訪問した際、消費者Eが本件売買契約②の締結について勧誘を要請していないにもかかわらず、消費者Eに対し、「ところで、貴金属とかってないですか。ネックレスとか。買取りますけど。」などと告げ、本件売買契約②の締結について勧誘した。

これに対し、消費者Eが「そんなものありませんよ。うちには。」と、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Sは、「そう言わないで。貴金属どんなものでも良いから、何か持ってないですか。」、「査定だけでもいいからさせて下さいよ。」などと告げ、引き続き本件売買契約②の締結について勧誘し、本件3社は、消費者Eと本件売買契約①及び本件売買契約②を締結した。

Sは、消費者Eから物品の引渡しを受ける時、消費者Eに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかった。

細川竜志に対する行政処分の概要

1 名宛人

細川 竜志 (ほそかわ りゅうじ) (以下「細川」という。)

2 処分の内容

細川が、令和8年8月5日から令和9年5月4日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることを含む。)を禁止する。

(1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第58条の4に規定する訪問購入(以下「訪問購入」という。)に関する売買契約の締結について勧誘すること。

(2) 訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。

(3) 訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 別紙1のとおり、株式会社R-group(以下「R-group」という。)及び株式会社Two-call(以下「Two-call」という。)に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、R-group及びTwo-callが行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。

(2) 細川は、R-group及びTwo-callの代表取締役(特定商取引法第58条の13の2第1項第1号に規定する役員)であり、かつ、R-group及びTwo-callが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

村恵貴一に対する行政処分の概要

1 名宛人

村恵 貴一（むらえ きいち）（以下「村恵」という。）

2 処分の内容

村恵が、令和8年8月5日から令和9年5月4日までの間、以下の（１）から（３）までの事項の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （１）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （２）訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- （３）訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （１）別紙1のとおり、株式会社R-group（以下「R-group」という。）及び株式会社キャピタルリンク（以下「キャピタルリンク」という。）に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、R-group及びキャピタルリンクが行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （２）村恵は、キャピタルリンクの代表取締役（特定商取引法第58条の13の2第1項第1号に規定する役員）及びR-groupのマネージャー（同号に規定する使用人）であり、かつ、R-group及びキャピタルリンクが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。